平成２３年（フ）第１６９号
長野県須坂市大字日滝字古池2286番地
債務者　丸藤建設木材株式会社
代表者代表取締役　藤澤　久徳
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋川　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月５日午前10時
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
長崎県長崎市出島町10番15号
債務者　株式会社カネマツ緑化土木
代表者代表取締役　野村由美子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午前10時15分
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２４５８号
北海道新冠郡新冠町字北星町15番地の８
債務者　東　日出夫
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋場　弘之
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４５９号
北海道新冠郡新冠町字北星町15番地の８
債務者　東　　智香
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋場　弘之
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０号
青森県十和田市東十一番町18番18号　山端貸家Ｊ号、住民票上の住所青森県十和田市東十一番町18番18号
債務者　駒木　正子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　典子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第３５号
宮城県登米市米山町字中道前16番地
債務者　須藤　明義
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第３６号
宮城県登米市石越町東郷字大根澤74番地２
債務者　後藤　信一
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月15日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第２２３２号
横浜市磯子区滝頭３丁目１番53―410号
債務者　高岡眞佐子（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小豆澤史絵
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月31日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２１５号
横浜市栄区東上郷町47番24号
債務者　福谷　裕一
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野竹　秀一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月１日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２５号
熊本県上益城郡益城町大字馬水793番地19
債務者　丸内　　薫
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　和也
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月９日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１３１号
静岡県御前崎市合戸1090番地の４、前住所静岡県牧之原市須々木967番地１
債務者　増田　悦弘
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田康太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月16日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４６号
静岡県御前崎市御前崎121番地の29
債務者　堀井　文雄
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　伸也
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４２号
熊本市城南町東阿高1591番地１
債務者　豊永　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　紀子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４４３号
熊本市城南町東阿高1591番地１
債務者　豊永　靖彰
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　紀子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５００号
静岡県富士市岩渕1552番地の３
債務者　鈴木　利夫
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　敬弘
4　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
静岡地方裁判所民事第２部